

議案第90号

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例について

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5年 1月 5日提出

みやき町長 岡 肇

提案理由

この議案は、佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成17年みやき町条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の規定は、令和5年4月1日以降診療を受けたひとり親家庭等医療費助成から適用し、同日前に診療を受けたひとり親家庭等医療費助成については、なお従前の例による。

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(助成の制限)</p> <p>第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらずこの条例に定める医療費の助成をしない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の後期高齢者医療制度の規定により医療の給付を受けるとき。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>	<p>(助成の制限)</p> <p>第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらずこの条例に定める医療費の助成をしない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>